

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 **i**nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



最終報告手交（令和5年6月2日）



令和5年11月30日FU会合

公益二法案 閣議決定

柔軟・迅速な
公益活動の展開

国民からの
信頼・協力の獲得

民間による
公益的活動の活性化
のための環境整備



目次

- P.2 公益二法案が閣議決定されました
- P.4 内閣府と地方所管法人等との対話 九州ブロック会議
- P.6 公益認定申請・法人運営相談等について

公益二法案が閣議決定されました

令和6年3月5日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要 【公益法人法改正法案】

趣旨

- 公益法人は、民間公益を担う主体として大きな潜在力を有しているが（法人数9700、職員数約29万人、公益目的事業費年間5兆円、総資産31兆円）、現行制度の財務規律や手続の下では、その潜在力を発揮しにくいとの声。
- このため、①財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能にするとともに、②法人自らの透明性向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、国民からの信頼・支援を得やすくすることにより、より使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 財務規律の柔軟化・明確化

- 収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）を見直し、中期的期間（内閣府令で定める期間）で収支の均衡を図る趣旨を明確化。
- 将来の公益目的事業を充実させるための資金を規定（積立ては費用とみなす）。
- 「遊休財産」の名称を「使途不特定財産」に変更。
- 公益目的事業継続予備財産（災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産）をその保有制限の算定対象から除外するとともに、同財産の保有について理由の公表を義務付け。

2. 行政手続の簡素化・合理化

- 収益事業等の内容の変更について、認定事項から届出事項に見直し。

3. 自律的なガバナンスの充実、透明性の向上

- わかりやすい財務情報開示のため、公益法人に3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則義務付け。
- 公益認定の基準として、①理事・監事間の特別利害関係の排除及び②外部理事・監事の導入を追加。併せて、公益法人は、事業報告に、適正な運営の確保のため必要な事項（ガバナンス充実に向けた自主的な取組等）を記載することとする。
- 公益法人の責務として、ガバナンスの充実や透明性の向上を図るよう努めるべき旨を規定。併せて、国の責務として、情報収集・提供等の公益法人の取組の支援を行う旨を規定。

※施行期日：公布後1年以内において政令で定める日（令和7年4月予定）

効果

公益法人が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決に向けた活動を担うことが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

公益信託に関する法律案の概要 【新公益信託法案】

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後2年以内において政令で定める日（令和8年4月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

→新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献

引き続き、皆様からの御意見を伺いつつ、制度改革を進めてまいります。
また、HPのリニューアル等、情報発信の強化も予定しております！



新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議
F U会合資料に対する「意見募集結果」も公表しています！

両法案に関する資料は、こちらから。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/koueki_meeting.html

🔍 新しい時代の公益法人制度



内閣府と地方所管法人との対話 九州ブロック会議

（「公益法人制度改革説明会」「合議制機関委員との意見交換会」「公益法人事務主管者会議」）

内閣府公益認定等委員会では、令和6年1月30日、佐久間委員長及び黒田委員の出席の下、九州ブロック会議（公益法人制度改革説明会、内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会、公益法人事務主管者会議）を鹿児島市において開催しましたので、その様子を紹介します。また、1月31日は「内閣府と地方所管法人等との対話」を開催し、その様子についてもご紹介します。

1. 内閣府と地方所管法人等との対話

内閣府公益認定等委員会では、昨年までは、ブロック会議の開催に併せて、個別に法人を訪問していましたが、現在、民間による公益活動の活性化のための公益法人制度改革が検討されていることから、本年は、下記の2法人にお集まりいただき、内閣府からの公益法人制度改革に関する説明を行うとともに、それぞれの活動内容をお聞かせいただき、意見交換を行いました。

公益社団法人教育・ヘルスケア振興節英会

看護保健の発展に力を注いでこられた創設者である今村節子様のご思いが法人の立ち上げの原動力と伺った。



事業の概要

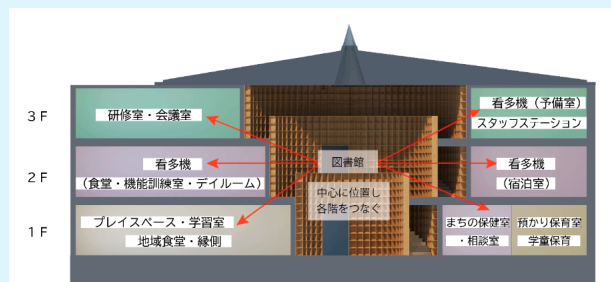
公1：医療福祉職を目指す者又は現役の医療福祉職のキャリア開発支援及び地域医療と保健活動に関する事業

- (1) 医療福祉職を目指す者又は現役の医療福祉職のキャリア形成の促進
- (2) 医療及び公衆衛生学に関する研究開発の普及
- (3) 地域医療における在宅医療の推進
- (4) 地域住民の健康管理促進と地域の活性化及び地域共生社会の実現

設立年月日：令和3年7月1日（一般社団法人教育・ヘルスケア振興節英会として設立）

移行年月日：令和4年4月1日（公益社団法人教育・ヘルスケア振興節英会に）

ホームページ：<https://setsueikai.com>



地域交流複合施設「かもいけみらいの森」
2024年7月開業予定

公益財団法人鹿児島県育英財団

「貸与」⇒「卒業」⇒「返還」のサイクルで事業を実施しており、「奨学金」の原資となる返還金の回収面での取組や課題について伺った。

事業の概要

公1：経済的理由によって修学が困難な学生・生徒に対する学資金の貸与及び大学等在学時の奨学金の返還支援

- (1) 学資金の貸与、(2) 奨学金の返還支援、(3) 鹿児島県から委託を受けた奨学事務 等

ユニークな取り組みとして「大学等入学時奨学金」に、鹿児島県の地域振興や産業の活性化に貢献できることが期待できる学力優秀な者を対象とした「地方創生枠」を創設。大学等卒業後、3年間継続して県内に居住・就業する等の一定の要件を満たした場合、返還を免除している。



設立年月日：昭和43年5月2日（財団法人鹿児島県育英財団）

移行年月日：平成25年4月1日（公益財団法人鹿児島県育英財団に）

ホームページ：www.kagoshima-ikuei.jp

①公益法人制度改革に関する説明

②各法人の概要説明（内容は前頁に記載）

③各法人との意見交換・公益法人制度改革に関する質疑応答

法人から公益法人制度改革に関する収支相償原則の見直しにおける「中期的収支均衡」の考え方及び遊休財産を「使途不特定財産」への名称変更等への評価、一方、新制度に変更されることへの不安もあることが話題としてありました。その後、各法人それぞれの概要・説明に対する質疑応答がありました。

各法人の概要説明や意見交換を通して、各法人とも法人運営をしていく上での担い手、適任者不足、また今後の財源について苦慮されていることなど、大変貴重な御意見を伺うことができました。



法人の概要説明



意見交換



出席者による集合写真

公益社団法人教育・ヘルスケア振興節英会の中重理事、東福事務長、公益財団法人鹿児島県育英財団の西橋常務理事兼事務局長、古園総務係長、石田主査には、あらためて感謝申し上げます。

2. 九州ブロック会議

（①公益法人制度改革についての説明及び質疑応答、②内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会、③令和5年度九州各県公益法人事務主管者会議）

本年は、公益法人制度改革に関する説明を踏まえたところで、内閣府公益認定等委員会委員と九州8県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）の合議制機関委員及び実際に公益法人と接している各県の事務担当者との意見交換を行いました。

①公益法人制度改革についての説明及び質疑応答

内閣府公益認定等委員会事務局の高角次長から「新しい資本主義の実現に向けた公益法人制度改革」に関する説明を行い、その後、質疑応答を行いました。質問には、遊休財産の緩和において、民間企業と営利競争になってしまうのではないかという意見や上場企業のようなガバナンスコードなどを作成して、法律・政令でのガバナンスを強化するべきではないかなどの意見がありました。内閣府からは具体的な検討はこれから行っていく旨の回答がありました。

②内閣府公益認定等委員会委員と九州各県合議制機関委員との意見交換会

議題として示された「令和6年度における立入検査」等について意見交換を行いました。立入検査については、各県から現状の3年に1回程度の立入検査は必要との意見があり、内閣府からは問題のある法人に対して機動的かつ専門的、重点的に立入検査を実施し、問題のない法人には点検調査を行うことを基本の考えとし、法人数等々行政庁に違いがあることから当該考えに各行政庁の考えを加えることも可能とした上でメリハリのある立入検査を実施する必要がある旨の説明がありました。

③令和5年度九州各県公益法人事務主管者会議

議題として示された6議題中5議題が「立入検査」に関する議題で、令和6年度以降における立入検査の見直しの方向性に対する関心の高さを感じました。各県からは現状の考え方が示され、内閣府からは今後も方向性は示しながらも、最終的にはそれぞれの行政庁でより良い方向性を考えていただきたいとありました。また、ブロック会議で初めて「制度改革後の公益信託の公益性の判断について」が議題として取り上げられました。内閣府からは、公益信託は大きなポテンシャルを持ったもので、積極的に普及を図っていききたい旨の説明がありました。



佐久間委員長



意見交換



采女会長



出席委員による集合写真

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県の合議制機関委員及び事務担当者の方々、そして、全体の開催準備で大変お世話になった幹事県である鹿児島県の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information
トップページ → 「窓口相談」
電話 03(5403)9559

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669
時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587
03(5403)9557
平日 9時～12時
13時～17時30分
(12時～13時は対応していません。)

■ 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を対面及びオンラインで開催いたします。

（相談時間は、1法人につき1時間程度《要事前申込》）

詳細は、公益informationトップページ → 「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 令和5年度の相談会は終了しました。令和6年度の相談会の開催については検討中です。決定次第、本日より、ホームページ等でお知らせします。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/) について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

6 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。